

## 社会保険等未加入対策の推進に関する申し合わせ

第7回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、以下のとおり申し合わせます。

## 一、社会保険未加入対策の徹底

社会保険未加入対策の目標年次としてきた平成29年度まで残り約3か月となり、あらためて、関係者全体で社会保険の加入を徹底するとの認識を共有します。

また、そのためには適切な法定福利費の確保が不可欠であることから、法定福利費が発注者から下請企業まで適正に支払われるよう、過去の本協議会における申し合わせを踏まえ、それぞれの立場から取り組むことをあらためて確認します。

## 二、目標年次の到来以降の社会保険の推進

社会保険未加入対策の結果を定着させるためには、平成29年度の目標年次の到来以降も、その結果を的確に把握し、引き続き取り組む必要があります。

そのため平成29年度は、5年間の社会保険未加入対策を踏まえ、それぞれの立場から、目標の達成状況の把握に努めるとともに、そこで得られた課題について真摯に受け止め、社会保険の加入の徹底を確実にするために必要な対策を講じます。

これらを通じて、建設業界全体に広く社会保険の加入を定着させていきます。

平成28年12月21日  
社会保険未加入対策推進協議会